高額療養費制度のお知らせについて

高額療養費制度とは、医療費が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額／月額）を超えた分が払い戻される制度です。ただし、保険適用外の治療は対象になりません。

■ 70歳未満の方

同じ世帯内で医療機関に自己負担額21，000円（合算対象額といいます）を２回以上支払った場合、それらを合算して限度額を超えた分が支給されます。
合算対象額は、ひとつの医療機関ごとに計算しますが、同じ医療機関でも医科と歯科、入院と外来は別計算となります。院外処方で薬局に支払った自己負担額は、処方せんを出した医療機関の自己負担額と合算します。

所得区分	所得要件（基礎控除後の所得）	自己負担限度額（月額）		入院時の食事代（１食あたり）
		１～３回目	４回目以降(※4)	
ア	９０１万円超	252, 600円＋（総医療費－842, 000円）×１％	140, 100円	平成30年３月まで 360円 平成30年４月から 460円
イ	６００万円超～９０１万円以下	167, 400円＋（総医療費－558, 000円）×１％	93, 000円	
ウ	２１０万円超～６００万円以下	80, 100円＋（総医療費－267, 000円）×1%	44, 400円	
エ	２１０万円以下	57, 600円	44, 400円	
オ	市民税非課税世帯	35, 400円	24, 600円	210円 160円(※5)

（基礎控除後の所得・・・国民健康保険税算出の基礎となる額で、総所得等から基礎控除額３３万円を差し引いた額）
※４　過去１２ヶ月間で、同じ世帯で４回以上高額療養費の支給を受ける場合
※５　過去１２ヶ月以内に、入院日数が９１日以上で、長期申請をされた場合